

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規 程 第 一 号）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 役員及び顧問

第一節 理事並びに理事の選任及び解任等（第五条—第十三条）

第二節 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第十四条—第十七条）

第三節 理事の職務及び任期等（第十八条—第二十一条）

第四節 監事（第二十二条—第三十二条）

第五節 顧問（第三十三条）

第三章 理事会（第三十四条—第三十八条）

第四章 運営協議会（第三十九条）

第五章 評議員会

第一節 評議員並びに評議員の選任及び解任（第四十条—第四十七条）

第二節 評議員の任期（第四十八条）

第三節 議長及び副議長（第四十九条—第五十三条）

第四節 評議員会の招集及び議事並びに職務等（第五十四条—第六十六条）

第五節 名誉評議員（第六十七条）

第六章 会計監査人

第一節 選任及び解任（第六十八条—第七十三条）

第二節 職務等（第七十四条）

第七章 役員、評議員又は会計監査人の報酬及び損害賠償責任等（第七十五条—第七十八条）

第八章 商議員会（第七十九条）

第九章 資産及び会計（第八十条—第八十六条）

第十章 収益事業（第八十七条・第八十八条）

第十一章 基本規定（寄附行為）の変更（第八十九条）

第十二章 解散及び合併（第九十条—第九十二条）

第十三章 公告（第九十三条）

附則

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 学校

ア 中央大学

大 学 院 法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究
科・総合政策研究科・法務研究科（専門職大学院・法科大学院）・
戦略経営研究科（専門職大学院）・国際情報研究科

法 学 部 法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部通信教育課程

経 済 学 部 経済学科・経済情報システム学科・国際経済学科・公共・環境経済
学科

商 学 部 経営学科・会計学科・国際マーケティング学科・金融学科

理 工 学 部 数学科・物理学科・都市環境学科・精密機械工学科・電気電子情報
通信工学科・応用化学科・ビジネスデータサイエンス学科・情報工
学科・生命科学科・人間総合理工学科

文 学 部 人文社会学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

国際経営学部 国際経営学科

国際情報学部 国際情報学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

オ 中央大学附属中学校

カ 中央大学附属横浜高等学校 全日制課程 普通科

キ 中央大学附属横浜中学校

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第十九条の規定による事業を行う。

(組織及び構成)

第四条 この法人は、別に定めるところにより、前条に掲げる目的及び事業並びにこの基本規定（寄附行為）に定められた事項を遂行するため、必要な組織を置く。

2 この法人の理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員その他この基本規定（寄附行為）に定める機関、組織、役職等は、この法人の専任教職員（以下「専任教職員」という。）、学員、学識経験者その他の者をもって充てる。

3 前項の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二 専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして中央大学学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

第二章 役員及び顧問

第一節 理事並びに理事の選任及び解任等

(理事)

第五条 この法人に理事十六人以上十八人以内を置く。

2 前項の理事は、理事選任機関で選任した次に掲げる者とする。

一 学長

二 事務局長

三 学員、学識経験者その他の者 十四人以上十六人以内

(理事の選任等)

第六条 前条の理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、理事選任機関が、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、選任する。

第七条 理事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

第八条 この法人の理事選任機関は、理事の選任区分に応じて次の各号のとおりとする。

一 第五条第二項第一号及び第二号に定める理事 理事会

二 第五条第二項第三号に定める理事 理事選任委員会

第九条 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、理事の選任に関する要件及び手続

その他の必要な事項は、別に定める。

(学長職位及び事務局長職位の選任等)

第十条 第五条第二項第一号の学長職位及び同項第二号の事務局長職位の職務、選出、選考、選任、任期その他の必要な事項は、別に定める。

(理事選任委員会の構成)

第十一条 理事選任委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 学長
- 二 学部長及び研究科長
- 三 評議員会議長及び副議長
- 四 中央大学学員会会長
- 五 第四十一条第一項第四号及び第五号の評議員で互選した者 九人
- 六 事務局長

2 前項第五号の委員の任期は、就任日を始期とし、当該期日を含む会計年度に三会計年度を加えた最終年度に関する定時評議員会終結時までとする。

3 委員は、委員就任資格たる職位又は互選されたときの身分を失ったとき、当該日をもって委員を退任する。

4 補欠によって第一項第五号の委員となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事選任委員会の議事)

第十二条 理事選任委員会に、委員長を置く。

2 委員長には、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

3 委員長は、理事選任委員会を招集する。

4 理事選任委員会は、議決に加わることができる委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 理事選任委員会の議事は、前項の出席委員の過半数により決定する。

6 理事の解任に関する議事は、委員総数の三分の二以上の多数によって決定する。

7 前項の場合において、特別の利害関係を有する委員は、その議事及び議決に加わることができない。

8 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、理事選任委員会の議事運営について必要な事項は、別に定める。

(学長たる理事及び事務局長たる理事の選任及び解任)

第十三条 第五条第二項第一号及び第二号の理事の選任及び解任は、前条第四項から第七項までの規定を準用する。この場合において、「理事選任委員会」とあるのは、「理事会」と、「委員」とあるのは、「理事」と読み替える。

2 前項に定めるもののほか、第五条第二項第一号及び第二号の理事の選任及び解任に関する議事運営について必要な事項は、別に定める。

第二節 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事

(理事長の選任・解職)

第十四条 理事長は、第五条第二項第三号の理事のうちから理事会がその決議によって選任する。理事長を解職するときも同様とする。

(常任理事の選任・解職)

第十五条 理事会は、第五条第二項第三号の理事のうちから常任理事五人以内をその決議によって選任する。常任理事を解職するときも同様とする。

(業務執行理事)

第十六条 次に掲げる者は、理事会の決議により業務執行理事に選任する。業務執行理事を解職するときも同様とする。

一 学長

二 常任理事

三 事務局長

(代表業務執行理事)

第十七条 理事会は、業務執行理事のうちから一人を代表業務執行理事とすることができる。

代表業務執行理事は、理事会がその決議によって選任する。代表業務執行理事を解職するときも同様とする。

第三節 理事の職務及び任期等

(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び理事の職務権限)

第十八条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

3 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

5 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。ただし、第十七条に基づき代表業務執行理事を置いた場合は、この限りでない。

(理事の任期)

第十九条 理事の任期は、就任日を始期とし、当該期日を含む会計年度に二会計年度を加えた最終年度に関する定時評議員会終結時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長たる理事は、学長職位又はこの法人の専任教員の身分を失

ったとき、当該日をもって理事を退任する。

3 第一項の規定にかかわらず、事務局長たる理事は、事務局長職位又はこの法人の専任職員の身分を失ったとき、当該日をもって理事を退任する。

4 補欠によって理事となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事が任期満了又は辞任により退任し、これによって第五条に定める理事の下限定数を下回ることとなったときは、その退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任要件)

第二十条 理事選任機関は、理事が次の各号に定める事由の一に該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって、当該理事を解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定（寄附行為）に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

四 理事たるにふさわしくない非行があったとき。

(理事の退任)

第二十一条 理事は、次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 第五条第二項第一号及び第二号の理事にあつては、当該職位又は専任教職員の身分の喪失

三 辞任

四 死亡

第四節 監事

(監事)

第二十二条 この法人に監事三人又は四人を置く。

(監事の選任等)

第二十三条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、監事選考委員会が選出した候補者について、評議員会がその決議によって選任する。

2 監事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項並びに第四十六条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

3 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、監事選考委員会の構成及び議事運営について必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第二十四条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後三カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 六 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は、不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは基本規定（寄附行為）の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告すること。この場合において、当該報告が理事の職務の執行に関するものであるときは、理事選任機関にもこれを報告する。
- 七 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会若しくは評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの基本規定（寄附行為）により監事が行うこととされた職務

2 前項第七号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

（監事の調査権限・調査業務）

第二十五条 監事は、いつでも、理事、専任教職員及び非常勤教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査

しなければならない。この場合において、法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事の職務及び調査権限の細目）

第二十六条 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、監事の職務及び調査権限の執行について必要な事項は、監事の合議により別に定める。

2 監事は、前項により定めた事項を理事会及び評議員会に報告するものとする。

（監事の任期）

第二十七条 監事の任期は、就任日を始期とし、当該期日を含む会計年度に二会計年度を加えた最終年度に関する定時評議員会終結時までとする。

2 補欠によって監事となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 監事が任期満了又は辞任により退任し、これによって第二十二条に定める監事の下限定数を下回ることとなったときは、その退任した監事は、後任の監事が就任するまでは、なお監事としての権利義務を有する。

（監事の解任）

第二十八条 監事の解任事由は第二十条第一項に定める事由を準用する。この場合において、同条第一項第四号中「理事たるに」は「監事たるに」と読み替える。

2 評議員会は、監事が第二十条第一項各号に定める事由の一に該当するときは、議決に加わることができる評議員の三分の二以上の多数によって、当該監事を解任することができる。

3 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第二十九条 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知

しなければならない。

(監事の退任)

第三十条 監事は、次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(常勤監事の設置・職務)

第三十一条 この法人に常勤の監事（以下「常勤監事」という。）一人を置く。

- 2 常勤監事の職務は、第二十四条及び第二十五条に定める範囲において、監事が、監事の合議により定める。

(常勤監事の選定)

第三十二条 常勤監事は、監事のうちから監事の合議により定める。

第五節 顧問

(顧問)

第三十三条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第三章 理事会

(理事会)

第三十四条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、理事長が、請求のあった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日の五日前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 7 理事会の議長には、理事長が当たる。
- 8 理事長が欠けたとき若しくは理事長に事故があるとき又は付議された事項について理事長が特別の利害関係にあるときは、常任理事のうちから議長を定めるものとする。ただし、第

十七条に基づき、代表業務執行理事を置いた場合は、当該代表業務執行理事が議長となる。

- 9 前二項の規定にかかわらず、第四項又は第二十四条第二項に基づき理事会を招集した場合の議長は、出席した理事の互選によるものとする。

(理事会の議事)

第三十五条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、その議事を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、別段の規定がある場合のほか、前項の出席理事の過半数で決定する。

- 3 この基本規定（寄附行為）の変更に関する議事は、議決に加わることができる理事の三分の二以上の多数によって決定する。

- 4 法人の合併及び解散（ただし、第九十条第一号の事由に限る。）に関する議事は、理事総数の三分の二以上の多数によって決定する。

- 5 理事会に付議された事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わることができない。

- 6 理事会の承認を得た議事に関する記録は、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人並びに出席した監事が署名又は記名押印し、これを事務所に備え置く。

- 7 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、理事会の議事運営について必要な事項は、別に定める。

(理事の報告義務)

第三十六条 理事長及び業務執行理事は、三カ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。代表業務執行理事を置いた場合も同様とする。

(特定事項の調査及び検討)

第三十七条 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

(常務理事会)

第三十八条 理事会が決定した事業計画、予算及び諸規定に基づき常務を決定し、又は理事会に付議する事項について事前審議するため、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会に関する規則は、別に定める。

第四章 運営協議会

(運営協議会)

第三十九条 理事長及び業務執行理事（代表業務執行理事を置く場合は、当該代表業務執行理事を含む。）がこの法人の設置する学校の役職者との間で、この法人の業務のうち重要事項につき、理事会の議決に先立ち又は執行に先立ちあらかじめ協議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 理事長
- 二 学長
- 三 常任理事
- 四 学部長及び研究科長
- 五 事務局長

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要に応じて、運営協議会の議事に研究科委員長又は高等学校長を加えることができる。

4 運営協議会に関する規則は、別に定める。

第五章 評議員会

第一節 評議員並びに評議員の選任及び解任

(評議員会)

第四十条 この法人に評議員会を置き、五十人の評議員をもって組織する。

(評議員の選任区分等)

第四十一条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

- 一 学部長及び研究科長
- 二 高等学校長
- 三 別に定める職位の専任職員 二人
- 四 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選任された者 三十人
- 五 学識経験者その他の者から選任された者 四人

2 前項第四号及び第五号の評議員（以下「選任評議員」という。）には、現に専任教職員である者を含まない。

3 選任評議員が第一項第一号から第三号までに定める身分に就いたときは、選任評議員の地位を失うものとする。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

5 第一項第三号に定める評議員の資格、職位、任期及び選任その他の必要な事項は、別に定める。

(選任評議員の選任)

第四十二条 選任評議員は、この法人が設置する学校の教育又は研究特性を理解し、この法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、評議員選任委員会が選任する。

(選任評議員の解任)

第四十三条 選任評議員の解任事由は第二十条第一項に定める事由を準用する。この場合において、同条第一項第四号中「理事たるに」は「評議員たるに」と読み替える。

- 2 評議員選任委員会は、選任評議員が第二十条第一項各号に定める事由の一に該当するときは、委員総数の三分の二以上の多数によって、当該評議員を解任することができる。

(評議員の退任)

第四十四条 評議員は、次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 第四十一条第一項第一号から第三号までの評議員にあつては、当該職位又は教職員の身分の喪失
- 三 辞任
- 四 死亡

(評議員選任委員会の構成)

第四十五条 評議員選任委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 学部長及び研究科長
- 二 評議員会議長及び副議長
- 三 選任評議員で互選した者 八人

(選任評議員候補者の推薦)

第四十六条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(評議員選任委員会の議事)

第四十七条 評議員選任委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長には、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。
- 3 委員長は、評議員選任委員会を招集する。
- 4 評議員選任委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 評議員選任委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。ただし、選任評議員の解任に関する議事は、第四十三条第二項の規定による。
- 6 前項ただし書の場合において、特別の利害関係を有する委員は、その議事及び議決に加わることができない。

第二節 評議員の任期

(評議員の任期)

第四十八条 評議員の任期は、就任日を始期とし、当該期日を含む会計年度に三会計年度を加えた最終年度に関する定時評議員会終結時までとする。

- 2 第四十一条第一項第一号から第三号までの評議員は、当該職位又は専任教職員の身分を失ったとき、当該日をもって評議員を退任する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、評議員が任期満了又は辞任により退任し、これによって第四十条に定める評議員の定数を下回ることとなったときは、その退任した評議員は、後任の評

議員が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

4 補欠によって評議員となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

第三節 議長及び副議長

(議長及び副議長)

第四十九条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、第四十一条第一項第四号に掲げる評議員のうちから評議員会議長・副議長選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、議長又は副議長の補欠による選任をする場合に準用する。

(評議員会議長・副議長選考委員会の構成)

第五十条 評議員会議長・副議長選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事長

二 学長

三 中央大学学員会会長

四 学部長及び研究科長で互選した者 三人

五 選任評議員で互選した者 七人

(評議員会議長・副議長選考委員会の議事)

第五十一条 評議員会議長・副議長選考委員会に、委員長を置く。

2 委員長には、理事長が当たり、会議を主宰する。

3 委員長は、評議員会議長・副議長選考委員会を招集する。

4 評議員会議長・副議長選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 評議員会議長・副議長選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(議長・副議長の任期等)

第五十二条 議長及び副議長の任期は、就任日を始期とし、当該期日を含む会計年度に三会計年度を加えた最終年度に関する定時評議員会終結時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了の後においても後任の議長・副議長が就任するまでは、なお議長・副議長としての権利義務を有する。

3 補欠によって議長・副議長になる者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長・副議長の理事会出席)

第五十三条 議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第四節 評議員会の招集及び議事並びに職務等

(評議員会の招集)

第五十四条 評議員会は、別に定める場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後三カ月以内に、定時評議員会を開催するほか、必要がある場合に評議員会を開催する。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 その他法令で定める事項
- 4 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事長が提出する。
- 5 評議員会を招集するときは、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 6 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 7 前二項の通知には、第三項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（評議員会の招集等の請求）

第五十五条 評議員総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 評議員総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の三十日前までにしなければならない。

（評議員による評議員会の招集）

第五十六条 前条第一項の規定による請求があった日から三十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、第五十四条第三項各号に掲げる事項を定め、評議員会の日の一週間前までに、他の評議員に対して、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）でその通知を発しなければならない。

（監事による評議員会の招集）

第五十七条 第二十四条第二項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第五十四条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）でその通知を発しなければならない。

- 2 第五十四条第六項及び第七項の規定は、前項の監事が評議員会の通知を発する場合に準用する。この場合において、「理事長」は「請求した監事」と読み替える。

(招集手続の省略)

第五十八条 前四条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

第五十九条 評議員総数の十分の一以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

- 2 評議員総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の日の三十日前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を評議員会の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

(評議員会の議事)

第六十条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開くことができない。

- 2 評議員会の議事のうち、別段の規定がある場合のほか、評議員会の決議を要する事項にあつては、出席評議員の過半数で決する。
- 3 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議事及び議決に加わることができない。
- 4 評議員は、議決権を行使する書面（以下「議決権行使書」という。）をもって評議員会の議決に加わることができる。この場合において、議決権を行使する評議員は、議決権行使書を書面又は電磁的方法にて評議員会の招集者に提出しなければならない。
- 5 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人並びに出席した監事が署名又は記名押印し、これを事務所に備えおく。
- 6 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、評議員会の議事運営について必要な事項は、別に定める。

(評議員会の権限等)

第六十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 前項に定めるほか、評議員会は次条から第六十四条までに定める権限を有する。

(評議員会の決議を要する事項)

第六十二条 評議員会の決議を要する事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 監事の選任・解任
- 二 評議員会議長・副議長の選任・解任
- 三 第六十四条に定める評議員会が求めることができる事項
- 四 評議員会の延期又は続行
- 五 会計監査人の選任・解任
- 六 定時評議員会への会計監査人の出席を求める旨
- 七 役員又は会計監査人の任務懈怠責任の全部免除
- 八 評議員の任務懈怠責任の全部免除又は一部免除
- 九 理事会の決議又は責任限定契約により役員又は会計監査人の任務懈怠責任の一部免除があった後、当該役員又は会計監査人に退職金その他の利益を与えることの承認
- 十 基本規定（寄附行為）の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）
- 十一 合併
- 十二 理事会決議による解散

2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議をもって決定するものとする。ただし、理事会の決議と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

3 理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

4 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

(評議員会の意見の聴取を要する事項)

第六十三条 理事会は、次の各号に掲げる事項について決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 理事の選任
- 二 別に定めるところによる重要な資産の処分及び譲受け
- 三 別に定めるところによる多額の借財
- 四 予算及び事業計画の作成又は変更
- 五 事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 六 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 基本規定（寄附行為）の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるもの。）

2 前項の場合において、評議員会議長は、聴取した意見を整理した上で、理事長にこれを報告するものとする。

- 3 理事長は、第一項各号に掲げる事項を決定する理事会に対して、前項による報告内容を明らかにした上で、理事会の決議を求めるものとする。この場合において、理事会は、当該報告内容を参酌して、決議しなければならない。
- 4 前二項の規定は、理事選任委員会が第五条第二項第三号の理事を選任するときに準用する。この場合において、「理事長」は「理事選任委員会委員長」と、「理事会」は「理事選任委員会」と読み替える。

(評議員会が求めることができる事項)

第六十四条 評議員会は、理事が第二十条第一項各号に定める事由の一に該当するときは、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。

- 2 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。
- 3 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対して第二十四条第三項の訴えの提起を求めることができる。
- 4 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は、当該訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。
- 5 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えを求めることができる。

(役員による説明)

第六十五条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(委員会)

第六十六条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第五節 名誉評議員

(名誉評議員)

第六十七条 この法人に功績顕著であった者を名誉評議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

第六章 会計監査人

第一節 選任及び解任

(会計監査人)

第六十八条 この法人に、会計監査人一人を置く。

(会計監査人の選任)

第六十九条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の解任)

第七十条 会計監査人が次の各号に定める事由の一に該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号に定める事由の一に該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないとき、その他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合において、監事の互選によって定めた監事は、当該会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第七十一条 評議員会に理事長が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第七十二条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。この場合において、一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

(会計監査人の任期)

第七十三条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会終結時までとする。

- 2 前項の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

第二節 職務等

(会計監査人の職務)

第七十四条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録等を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事、専任教職員及び非常勤教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 4 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

- 5 第一項に規定する書類が法令又はこの基本規定（寄附行為）に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を

述べることができる。

第七章 役員、評議員又は会計監査人の報酬及び損害賠償責任等

(役員、評議員又は会計監査人の報酬)

第七十五条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(損害賠償責任)

第七十六条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第七十七条 前条の場合において、役員、評議員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害のこの法人に対する損害賠償責任の免除については、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から、私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

3 理事長は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第二項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

5 評議員総数の十分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第二項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

6 第二項の決議があった場合において、当該決議後に当該役員又は会計監査人に対し、退職金その他の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を得なければならない。

(責任限定契約)

第七十八条 理事（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を除く。以下「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執

行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第八章 商議員会

(商議員会)

第七十九条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第九章 資産及び会計

(資産)

第八十条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実
- 二 学生生徒等納付金及び手数料
- 三 寄付
- 四 補助金
- 五 収益事業から生ずる利益金
- 六 その他の収入

(会計年度)

第八十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(事業計画、予算及び事業に関する中期的な計画)

第八十二条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに作成する。

(計算基準)

第八十三条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(事業の報告及び決算)

第八十四条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後三カ月以内に、次の各号に掲げる書類を作成し、第三号から第五号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、各号の書類について監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- 一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 計算書類

四 計算書類の附属明細書

五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を得た書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 第一項に定める決算には、監事の監査報告及び会計監査人の監査報告を添えるものとする。
(財務諸表等の備置及び閲覧等)

第八十五条 この法人は、毎会計年度終了後三カ月以内に役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿（以下「役員等名簿」という。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第一項各号及び前項の書類、監事の監査報告、会計監査人の監査報告、理事会が定める役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準及びこの基本規定（寄附行為）を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の閲覧に供する場合において、この法人は、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除くとして、閲覧をさせることができる。
(情報の公表)

第八十六条 この法人は、次の各号に掲げる区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表する。

一 この基本規定（寄附行為）変更の認可を受けたとき、又はこの基本規定（寄附行為）変更の届出をしたとき この基本規定（寄附行為）の内容

二 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監事の監査報告、会計監査人の監査報告、財産目録並びに役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

第十章 収益事業

(種類)

第八十七条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第八十八条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第十一章 基本規定（寄附行為）の変更

(基本規定（寄附行為）の変更)

第八十九条 この基本規定（寄附行為）を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（軽微な変更として文部科学省令で定めるものにあつては、評議員会の意見聴取。）を得なければならない。

第十二章 解散及び合併

（解散）

第九十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 学校法人又は私立学校法第百五十二条第五項の法人との合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 所轄庁の解散命令

（残余財産の帰属）

第九十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人その他教育事業を行う者に帰属する。

（合併）

第九十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得なければならない。

第十三章 公告

（公告）

第九十三条 この法人が法令によってする公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみな

す。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。
- 3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。

（役員等に関する経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

- 3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百十四人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

- 4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科

・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千七百十四号）

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百九十八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（規程第千八百三号）

(施行期日)

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する文学部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科については、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 文学部一部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千八百一号）

平成十三年十二月二十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百四十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法務研究科

(専門職大学院・法科大学院)については、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千三十四号)

(施行期日)

- 1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(平成十六年八月二十四日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の基本規定(寄附行為)第十一条、第十二条、第十六条及び第十九条の規定は、平成十七年五月二十六日以降の役員について適用し、平成十七年五月二十五日以前の役員については、なお従前の例による。
- 3 改正後の基本規定(寄附行為)第十三条及び第十四条の規定は、平成十七年五月二十六日以降に就任する役員の選任について適用し、この基本規定(寄附行為)の施行前に就任した役員の補欠選任については、なお従前の例による。
- 4 この基本規定(寄附行為)施行の日から平成十七年五月二十五日までの間は、改正後の基本規定(寄附行為)第二十五条の規定にかかわらず、学部長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

附 則 (規程第二千三十五号)

この基本規定(寄附行為)は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千八十二号)

(施行期日)

- 1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(平成十七年五月二日)から施行する。

(理事の選任に関する経過措置)

- 2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する理事及び平成十七年五月二十六日に就任する理事については、その任期中、この基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則 (規程第二千百十四号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(平成十七年九月三十日)から施行する。

附 則 (規程第二千百七号)

この基本規定(寄附行為)は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千百五十四号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(平成十八年七月二十一日)から施行する。

附 則（規程第二千百四十一号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 経済学部産業経済学科及び公共経済学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千二百十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十九年七月三十日）から施行する。

附 則（規程第二千二百十号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十九年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千百八十三号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百六号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百六十七号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年五月二十四日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十九号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部土木工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千二百四十七号）

平成二十一年十一月五日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百三十一号）

平成二十二年六月三十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百八十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十三年二月七日）から施行

する。

附 則（規程第二千四百四十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十四年八月三日）から施行する。

附 則（規程第二千四百四十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千四百九十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

附 則（規程第二千六百二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十七年七月二十三日）から施行する。

附 則（規程第二千七百十二号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十九年五月二十日から施行する。

附 則（規程第二千七百五十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千七百四十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百六十八号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百六十九号）

平成三十一年一月十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百十七号）

令和二年三月十六日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百六十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 理工学部経営システム工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規

定にかかわらず、令和三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千九百二十三号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（令和三年十月十五日）から施行する。

（現に在任している総長の任期）

- 2 前項の規定にかかわらず、現に在任している総長の任期について、改正前の第四条第三項は、なお効力を有する。ただし、同項は、当該総長の任期満了期日である令和三年十月十四日をもって、失効する。

（評議員会議長・副議長の選任に関する経過措置）

- 3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する評議員会議長・副議長については、この基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則（規程第二千九百十三号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 商学部商業・貿易学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第三千四号）

この基本規定（寄附行為）は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（規程第三千百十九号）

（施行期日）

第一条 令和六年十二月十九日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の規定及び附則第六条から附則第十条までの規定は所轄庁の認可を受けた日（令和六年十二月十九日）から、第三十八条及び第三十九条の規定は令和七年度の定時評議員会終結時から、それぞれ施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三十一条及び第三十二条の規定並びに第六章は、令和七年度の定時評議員会終結時から施行し、令和七年度の定時評議員会終結時に就任する常勤監事及び会計監査人から適用する。

（役員及び評議員等の定数、資格及び構成に関する経過措置）

第二条 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員、評議員並びに評議員会議長

及び副議長について、改正後の基本規定（寄附行為）第五条、第七条、第二十三条、第四十条、第四十一条及び第四十九条の規定は、令和七年度の定時評議員会終結時まで適用しない。
（役員及び評議員等の任期に関する経過措置）

第三条 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員の任期は、令和七年度の定時評議員会終結時以降においても当該役員の残任期間と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する改正前の基本規定（寄附行為）第十二条第一項第一号の学部長及び第二号の大学院研究科長互選理事については、改正後の基本規定（寄附行為）第五条の規定に基づき、令和七年度の定時評議員会終結時に理事の資格を喪失する。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する評議員並びに評議員会議長及び副議長の任期は、当該評議員並びに評議員会議長及び副議長の残任期間にかかわらず、令和七年度の定時評議員会終結時をもって満了するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する改正前の基本規定（寄附行為）第三十条第一項第一号の理事長及び学長については、改正後の基本規定（寄附行為）第四十一条の規定に基づき、令和七年度の定時評議員会終結時に評議員の資格を喪失する。

（決算に関する経過措置）

第四条 改正後の第八十四条の規定は令和七年度の決算から適用し、令和六年度の決算については、なお従前の例による。

（令和七年度の定時評議員会終結時に就任する監事を補充により選任するための特例措置）

第五条 改正後の基本規定（寄附行為）第二十二条に基づく監事を補充により選考するため、次に掲げる監事選考委員会を置く。

- 一 学長
- 二 学部長及び研究科長
- 三 評議員会議長及び副議長
- 四 中央大学学員会会長
- 五 評議員で互選した者 九人
- 六 事務局長

2 前項第五号の委員は、この基本規定（寄附行為）が施行される際、現に在任する評議員（改正前の基本規定（寄附行為）第三十条第一項第五号又は第六号の評議員）で互選するものとする。

（監事選考委員会の議事）

第六条 監事選考委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。
- 3 委員長は、監事選考委員会を招集する。
- 4 監事選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 監事選考委員会の議事は、出席委員の過半数により決定する。

(令和七年度の定時評議員会終結時に就任する選任評議員を選任するための特例措置)

第七条 令和七年度の定時評議員会終結時に就任する選任評議員を選任するため、次に掲げる評議員選任委員会を置く。

- 一 学部長及び研究科長
- 二 評議員会議長及び副議長
- 三 評議員で互選した者 八人

- 2 前項第三号の委員は、この基本規定（寄附行為）が施行される際、現に在任する評議員（改正前の基本規定（寄附行為）第三十条第一項第五号又は第六号の評議員）で互選するものとする。

(評議員選任委員会の議事)

第八条 評議員選任委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。
- 3 委員長は、評議員選任委員会を招集する。
- 4 評議員選任委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 評議員選任委員会の議事は、出席委員の過半数により決定する。

(令和七年度の定時評議員会終結時に就任する評議員会議長及び副議長を選考するための特例措置)

第九条 令和七年度の定時評議員会終結時に就任する改正後の基本規定（寄附行為）第四十九条に定める評議員会議長及び副議長を選考するため、次に掲げる評議員会議長・副議長選考委員会を置く。

- 一 理事長
- 二 学長
- 三 中央大学学員会会長
- 四 学部長及び研究科長で互選した者 三人
- 五 評議員で互選した者 七人

- 2 前項第五号の委員は、この基本規定（寄附行為）が施行される際、現に在任する評議員（改正前の基本規定（寄附行為）第三十条第一項第五号又は第六号の評議員）で互選するものとする。

(評議員会議長・副議長選考委員会の議事)

第十条 評議員会議長・副議長選考委員会に委員長を置く。

2 委員長には、理事長が当たり、会議を主宰する。

3 委員長は、評議員会議長・副議長選考委員会を招集する。

4 評議員会議長・副議長選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 評議員会議長・副議長選考委員会の議事は、出席委員の過半数により決定する。

施 行 昭和二六・三・八

改 正 昭和二七・七・二一